

| ①区分   | ②事業内容  | ③交付額の根拠  | ④実施主体               | ⑤補助率                          |            |          | ⑥事業実施期限         | ⑦精算時期                                  |
|---|--|--|---------------------|-------------------------------|------------|----------|-----------------|--|
|   |  |  |                     | 国                             | 都道府県       | 市町村      |                 |  |
| 4<br>ひとり親家庭等への支援の拡充   | (1)高等技能訓練促進費等事業(別添13)<br>高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金を支給する。<br>※母子家庭等対策総合支援事業により補助が行われる分を除く。   | 21年度交付要綱4(4)ア及びイ   | 都道府県<br>市、福祉事務所設置町村 | 3/4<br>3/4                    | 1/4<br>-   | -<br>1/4 | 別添13の2(3)に定める期限 | 平成23年度末<br>(別添13に規定する高等技能訓練促進費等事業を除く。) |
|   | (2)職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業(別添14)<br>母子家庭等就業・自立支援センター等において、職業訓練を受けているひとり親家庭に対する託児サービスを提供する。  | 21年度交付要綱4(4)エ及びオ   | 都道府県<br>指定都市<br>中核市 | 1/2<br>1/2                    | 1/2<br>-   | -<br>1/2 | 平成23年度末         |  |
|   | (3)職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業(別添15)<br>職業紹介等を行っている企業等に委託して、ひとり親に対する相談支援、就職活動支援を行うとともに、ひとり親が働きやすい職場の開拓等を支援  |  | 都道府県<br>指定都市<br>中核市 | 1/2<br>1/2                    | 1/2<br>-   | -<br>1/2 | 平成23年度末         |  |
|   | (4)就業・社会活動困難者への戸別訪問事業(別添16)<br>○戸別訪問による相談支援等<br>引きこもりがちななど、就業活動に至らない母子家庭の母に対して、戸別訪問による相談支援を実施するとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策の活用への結びつける。<br>○就業活動支度の費用についての支援<br>戸別訪問による支援を行った母子家庭の母が、母子自立支援プログラム策定後の就業活動をする際に、その支度に必要な物品の取得について支援する。 |  | 都道府県<br>市、福祉事務所設置町村 | 1/2<br>1/2                    | 1/2<br>-   | -<br>1/2 | 平成23年度末         |  |
|   | (5)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(別添17)<br>ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する地方自治体に対し助成を行う。   | 21年度交付要綱4(4)ウ  | 都道府県<br>市           | 定額                            | -          | -        | 平成23年度末         |  |
|   | (6)婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業(別添18)<br>職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。  | 21年度交付要綱4(4)エ及びオ   | 都道府県                | 1/2                           | 1/2        | -        | 平成23年度末         |  |
|   | 5<br>社会的養護の拡充  | (1)児童養護施設等の退所者等の就業支援事業(別添19)<br>職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。 | 21年度交付要綱4(5)        | 都道府県<br>指定都市、<br>児童相談所<br>設置市 | 1/2<br>1/2 | 1/2<br>- | -<br>1/2        |  |
| (2)児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(別添20)<br>・老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。<br>・ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の新規設置に必要な賃借料、改修費等の補助を実施する。 |  | 都道府県<br>指定都市、<br>中核市、<br>児童相談所<br>設置市  |                     | 1/2<br>1/2                    | 1/2<br>-   | -<br>1/2 | 平成22年度末         |  |
| (3)児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業(別添21)<br>児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために研修に参加する経費及び研修期間中の代替職員の経費等の補助を実施する。  |  | 都道府県<br>指定都市、<br>児童相談所<br>設置市  |                     | 1/2<br>1/2                    | 1/2<br>-   | -<br>1/2 | 平成22年度末         |  |
| 市町村   |  | 1/2  | -                   | 1/2                           |            |          |                 |  |
| 6<br>その他事業<br>(都道府県事務費)   | その他事業(都道府県事務費)(別添22)<br>基金事業の執行業務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。   | 20年度交付要綱4(5)   | 都道府県                | 1/2                           | 1/2        | -        | 平成22年度末         | 平成22年度末                                |

(注1)③欄の「20年度交付要綱」とは平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注2)③欄の「21年度交付要綱」とは平成21年〇月〇日21文科初第〇〇〇〇号・厚生労働省発雇児第〇〇〇〇号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

### (補助基準額)

3 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。

## 保育所緊急整備事業

## 1 事業の目的

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

## 2 事業の内容

## (1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、保育所（分園）として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する。

## (2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所

## (3) 事業の実施主体

市町村

## (4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

## 3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成21年2月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成22年度末までに以下の表の保育所定員が純増する整備を実施する市町村が創設、増築、増改築による整備を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注)「地方交付税交付団体」とは、平成20年度から平成22年度までの間に「地方交付税交付団体」となった年度以降の市町村をいう。

| 就学前の児童人口               | 必要な純増定員 |
|------------------------|---------|
| 5,999人以下の市町村           | 60人以上   |
| 6,000人以上11,999人以下の市町村  | 180人以上  |
| 12,000人以上17,999人以下の市町村 | 300人以上  |
| 18,000人以上25,999人以下の市町村 | 420人以上  |
| 26,000人以上の市町村          | 660人以上  |

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）。以下同じ。）における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附带工事を行う場合は、特殊附带工事費の基準額を適用

カ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

（注）財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

| ① 区 分  | ②補助率 |     |     |
|--|------|-----|-----|
|  | 国    | 市町村 | 事業者 |
| 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | 3/4  | 1/8 | 1/8 |

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。）

（2）（1）以外の場合

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用  
 カ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象  
 キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備（（1）の③に係る増改築の場合を除く。）の整備区分については、（1）に該当する市町村についても（2）の対象とし、補助率を1/2とする。

（注）財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用する。

| ① 区 分  | ②補助率   |     |     |
|--|--------|-----|-----|
|  | 国      | 市町村 | 事業者 |
| 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合   | 3/4    | 1/8 | 1/8 |
| 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合  | 5.5/10 | 1/4 | 1/5 |
| 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合  |        |     |     |
| 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。） |        |     |     |

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

(3) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、保育所(分園)として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する場合

① 補助基準額

ア スペース確保費 1施設当たり 3,000千円

保育所(分園)設置のため、空き教室等のスペースを確保するために倉庫を設置した場合に定額(「標準」単価)を適用

ただし、都市部は割増単価(「都市部」単価)を適用

イ 改修費 1施設当たり 13,000千円

保育所(分園)設置のため、空き教室等を改修した場合に定額(「標準」単価)を適用

ただし、都市部は割増単価(「都市部」単価)を適用

ウ 上記のイには、設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備(創設を含む)を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

| 種 目                                 | 対 象 経 費   |
|-------------------------------------|---|
| 本体工事費                               | 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)<br>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。) |
| 保育所開設準備費加算                          | 保育所の開設準備に必要な費用  |
| 特殊附帯工事費                             | 特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費   |
| 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費<br>(改築・増改築の場合が対象) | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費   |

## 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 保育所開設準備費加算について

平成20年度補正予算(第1号)における保育所施設整備費補助金又は認定こども園施設整備費補助金により整備した保育所については、保育所開設準備費加算の交付ができるものとする。

① 交付額

整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額を定員数の増分加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

## 賃貸物件による保育所整備事業

## 1 事業の目的

保育所を整備するにあたり、都市部を中心に保育所の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実を図る。

## 2 事業の内容

## (1) 事業内容

賃貸物件により、新たに保育所等を設置する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。ただし、借上げが、平成21年1月27日以降の新規契約のものに限る。

## (2) 借上対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）、又は、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）における保育所の認可基準を満たす施設（以下「認可基準を満たす認可外保育施設」という。）及び認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設。

## (3) 事業の実施主体

市町村

## (4) 借上対象施設の設置主体（事業者）

市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できる者

## 3 補助基準額・補助率

## (1) 補助基準額

## ① 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

## ② 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 1,500万円

※20人未満分園を含む。

## ③ 保育所開設準備費

認可基準を満たす認可外保育施設 1施設当たり 3,000万円

認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設

1施設当たり 1,500万円

## (2) 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

#### 4 対象経費

| 種 目               | 対 象 経 費  |
|-------------------|--|
| 3(1)①<br>賃借料補助    | 既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用  |
| 3(1)②<br>改修費等補助   | 既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用               |
| 3(1)③<br>保育所開設準備費 | 既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等にかかる費用 |



子育て支援のための拠点施設整備事業

1 事業の目的

子育て相談、子育てサークル活動等を通じて、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、地域における子育てしやすい環境の整備の促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

子育て相談や子育てサークル活動等の地域の実情に応じた子育て支援事業を実施するための拠点となる子育て支援のための拠点施設の施設整備を行う事業。

(2) 整備対象施設

平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設施設の設置主体

市町村

※ 子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な主体に委託可能。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

- ① 1施設当たり定額
- ② 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- ③ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象
- ④ 対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

(2) 補助率

国1/2、市町村1/2

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、改築、大規模修繕等

#### 4 対象経費

| 種 目                          | 対 象 経 費   |
|------------------------------|---|
| 本体工事費                        | 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。<br>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。 |
| 特殊附帯工事費                      | 特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費   |
| 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築の場合が対象） | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費  |

#### 5 留意事項

（1）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

（2）この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。